

平成30年度

ものづくり人材等正社員育成支援事業

(富山県地域活性化雇用創造プロジェクト)

募集要項

提出先 及び お問い合わせ先

(公財) 富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター

ものづくり人材等正社員育成支援事業担当

〒930-0866 富山市高田 529

電話 076-444-5608、FAX 076-444-5630

1 事業目的

本事業は、公益財団法人富山県新世紀産業機構が富山県の委託を受けて実施するものであり、県内中小企業が、新分野事業への進出等に伴い、訓練付き正社員雇用を実施することを支援し、富山県におけるものづくり産業の将来の担い手育成を目的に実施するものです。

2 対象事業者

以下のすべてに該当する者を本事業の対象者とします。

(1) 富山県内に事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条第1項(昭和38年法律第154号)に規定する会社及び個人)

(2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に定める下記の業を営む者

① 高機能素材分野（マグネシウム合金、炭素繊維など）

指定主要業種：高機能素材分野（非鉄金属製造業（23））

指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、金属製品製造業（24）

ゴム製品製造業（19）、生産用機械器具製造業（26）

はん用機械製造業（25）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）

電気機械器具製造業（29）、繊維工業（11）

鉄鋼業（22）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）

技術サービス業（74）

② デジタルものづくり分野（3Dプリンター、金型製造など）

指定主要業種：デジタルものづくり分野（金属製品製造業（24））

指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、非鉄金属製造業（23）

はん用機械製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）

技術サービス業（74）、木材・木製品製造（12）

情報サービス業（39）

③ ライフサイエンス分野（医薬品、医療機器、福祉機器など）

指定主要業種：ライフサイエンス分野（化学工業（16））

指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、金属製品製造業（24）

非鉄金属製造業（23）、生産用機械器具製造業（26）

はん用機械製造業（25）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）

電気機械器具製造業（29）、繊維工業（11）

技術サービス業（74）

(3) 以下のすべてを満たす者

① 雇用保険適用事業所の事業者であること

② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてか

ら3年以内の事業者でないこと

- ③ 労働保険料を滞納している事業者でないこと（事業計画の認定申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
- ④ 事業計画の認定申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること
- ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
- ⑥ 富山県税の全税目について滞納がないこと
- ⑦ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業者であること

(4) 次のいずれにも該当しない者

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 補助対象事業及び補助対象経費

(1) 補助対象事業

本事業は、中小企業が、新分野事業への進出等に伴い、将来の担い手となる人材を育成するため、求職者に対し、訓練付き正社員雇用を実施する事業を対象とします。

なお、訓練とは、OJT（職場で実務を行いながら行う訓練）及びOFF-JT（職場外での訓練）とし、訓練時間数は、10時間×委託期間の月数以上（小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項（昭和38年法律第154号）に規定する事業者）においては5時間×委託期間の月数以上）とします。

(2) 補助対象経費

- ① 新規正社員雇用に要する人件費（給与、社会保険料等の事業主負担分）

- ② 訓練費用（新規雇用者を指導する従業員の人件費を含む。）
- ※ ②の経費を対象とする場合、①の費用は補助対象経費全額の 2/3 以上とします。
 - ※ 上記について、国や県等から当該費用について他の補助金を受けていないことかつ受ける予定がないことが必要です。
 - ※ 新規雇用者は、富山県内の事業所において業務に従事することが必要です。
 - ※ 補助金の交付申請を行う日の前日から過去 3 年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないことが必要です。
 - ※ 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないことが必要です。
 - ※ 新規学卒者（外国人留学生を除く。）は対象外とします。

4 補助率及び補助限度額

(1) 補助率

補助対象経費の 80%

- ※ 本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合（ただし、天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により継続雇用しなかった場合を除く。）は、補助率を 80%から 40%にします。

(2) 補助限度額

新たに雇い入れる者 1 人あたり月額 28 万円

5 補助対象予定者数及び補助対象期間

(1) 補助対象予定者数

50 人程度（1 事業者あたり 5 人まで。）

(2) 補助対象期間

原則、事業計画の認定通知を受け、新たに雇い入れたい人材を決定後、補助金の交付申請を行い、交付決定通知を受けた後に、新たに人材を雇い入れる日から起算して 6 ヶ月間が補助対象期間となります。

ただし、平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに雇用した人材について、雇用開始後 2 か月以内に認定申請書が提出されれば、雇用開始時に遡って補助対象になりますので、ご相談ください。（本募集要項に定める要件を満たすことが前提です。）

6 補助金の支払い

本事業の補助金については、原則として年度終了後及び事業期間終了後に精算払いとします。

7 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

- ① 事業計画認定申請書（様式第1号）（原本1部、コピー1部）
- ② その他添付書類（原本1部、コピー1部）
 - ・履歴事項全部証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
（個人の場合は開業届の写し又は事業が行われていることがわかるもの）
 - ・富山県税の全税目について滞納がないことの証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書）
 - ・直近2期分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）の写し
（個人の場合は、直近2期分の確定申告書の写し）
 - ・会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）

(2) 提出方法

事業計画認定申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参又は郵送により提出してください。

【提出先】（公財）富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター
ものづくり人材等正社員育成支援事業担当
〒930-0866 富山市高田 529

【受付時間】平日の9時～12時及び13時～17時
土、日、祝日、年末年始（平成30年12月29日～平成31年1月3日）を除く。

8 事業計画の認定

事業計画認定申請書の内容を次の観点から総合的に評価・審査し、本事業の補助を受けることができる事業者を決定します。

なお、事業計画の認定結果については、事業計画認定申請書の提出のあった事業者あてに通知します。

<評価基準>

- ① 新製品開発・製造等の新事業に従事させるための雇用であるか。
- ② 企業の将来の担い手となる人材を育成できる訓練計画となっているか。

- ③ 当該人材の具体的な活用方法が当事業の目的に合致するものであるか。
- ④ 正社員としての雇用であるか。また、補助対象期間終了後も当該人材が継続雇用されることが見込まれるか。
- ④ 事業を実施できる財務状況となっているか。

<その他>

- ※ 審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。
- ※ 事業計画の認定の通知を受けた事業者は、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金の交付決定を行います。また、年度終了後及び補助対象期間終了後には、事業実績報告書を提出していただきます。
- ※ なお、予算の範囲内で、補助金交付申請書の提出があった順に補助金の交付決定を行います。

9 その他

- (1) 補助事業の完了にあたり、事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、補助金を減額する場合があります。
- (2) 補助金の交付を受けた事業者は補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が終了した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業の終了後、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。